

Title	国際法・展望：「国際社会」と「人類社会」の狭間のなかで
Sub Title	International Law : its future in between "intemational society" and "trans-national society"
Author	栗林, 忠男(Kuribayashi, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.10 (2002. 10) ,p.37- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	最終講義
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021028-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法・展望

——「国際社会」と「人類社会」の狭間のなかで——

栗 林 忠 男

- (1) 現代国際社会の二重構造化
- (2) 国際法における「境界」の意義
- (3) 国際法と国内法の協働
- (4) 「国際社会」と「人類社会」の関係

(1) 現代国際社会の二重構造化

国際法の観点からは、国際社会 (international society) は、多数の、今日では二〇〇に近い数の主権国家を構成単位とする社会として捉えられてきました。現在の国際法体系も、国連憲章において「主権平等の原則」が謳われているように、基本的には主権国家の独立の原則に基礎づけられ、国際法の基礎をなすものは、それらの諸

国の意思に基づく「合意」にあると考えられています。そこでは、国家間の合意により締結される国際条約の効力は、その条約の当事国のみに限られ、当該合意に参加しない第三国には及ばない、という原則が一般的に妥当するとされています。国際社会が本質的に分権的構造を有していると言われる所以です。

他方で、国際関係の拡大・緊密化、そして組織化とともに、個人や企業間の経済的・社会的・文化的交流と相互依存が次第に増大し、「国境を越えた社会」(trans-national society)あるいは「人類社会」と呼ぶべきものが拡大・発展しています。人の国際的な交流自体は今に始まったことではなく、異なる政治的共同体の境界を乗り越える人々の交流は古代より歴史の各段階を通じて行われてきましたが、近年におけるこうした「国境を越えた社会」の広がりには、グローバル化・ボーダレス化と表現されるように、科学技術の急速な進歩と相まって、人・物・情報等が質量共に巨大な勢いで地球空間を駆けめぐる状況をもたらしているのであります。

これまで、このような「国境を越えた社会」における法について、国際法学の分野からのアプローチがなかったわけではありません。そのような社会に適用する法を「国境を越える法」(trans-national law)として構築しようとする試みなどがそれであって、この概念の提唱者であるジェサップ(P.C. Jessup)教授の定義によると、トランスナショナル・ローとは、「国境を越える活動や事象を規律するあらゆる法」を指し、これには国際公法や国際私法をはじめ、こうした標準的な範疇に属しないその他の法も含まれるものであります。ジェサップがこの概念を提唱した背景には、私人、企業、国家、国際機関、非政府組織などが国境を越えて活発に活動するようになった現代の国際関係に対して、国際法と国内法、公法と私法といった伝統的な区分を前提にしては的確な法的対応ができないという認識がありました。もっとも、国際公法や国際私法とは区別される独立の法分野なり法体系としてトランスナショナル・ローが存在するわけではなく、むしろ、国境を越える活動や事象の特質に応じ、紛争を付託する法廷や適用される法を決定すべきである、という実際的な問題処理の姿勢を表現するために、

この概念が用いられたと言われています。しかし、主体も性格も異なる多様な対象を包括する説明概念としてこの概念が用いられてきた結果、それに含まれる様々な法の間の関係、特定の法を選択するための規則の妥当根拠など、この概念の理論的な基礎を構築する作業は、今日に至るまで極めて不十分に行われていません（中川淳司「トランスナショナル・ロー」（国際法学会編『国際関係法辞典』五九二頁参照）。そのため、この概念をめぐる議論や法学教育上の実践は一部で行われてはいるものの、必ずしも国際法研究における積極的な評価は得ていないように思われます。ジェサップの提唱した一九四〇年代、五〇年代に比べて、国際法自体もその後相当の発展を見せているのであります。非国家主体の活動に関連して提起されるこうした問題が、国際社会における実定法現象の中でどのように展開しているか把握されるのか、もう少し深い考察の必要がある、と私は考えております。今日の講義では、むしろ、「権力的存在である主権国家相互の伝統的な国際関係とともに、国際化した個人の私的な生活関係が二重写しになって存在する」と見られる点に注目して、現代の国際社会が主権国家から成る「国際社会」と国際化された個人生活が営まれる「人類社会」の二重構造をもっていることを重視したいと思えます。国際法の将来を眺めるうえにおいて、この二つの社会基盤の関係をどう捉え、そして、そこに作用する「国際法」という法体系をどう位置づけるか、という考察は欠くことができないだろうと考えられます。それは、これまでの私にとつての大きな関心の対象でありました。

(2) 国際法における「境界」の意義

私の専攻分野は海や空や宇宙といった「空間」における人間活動に関する国際法であります。それが専門的に更に細分化された法領域である海洋法や航空・宇宙法の研究を通して、国家の領域（テリトリー）や国境など

と関連して、地球上の空間に設定される「境界」(ボーダー)の意義について考えさせられることが多い。空間とか領域や国境などを対象とするだけに、現代の国際社会の二重構造性を考える場合にも、何がしかの示唆が得られると考えています。そこで、先ず、あまり国際法学者が直接的には取り上げることの少ないテーマなのですが、「境界」(ボーダー)というものの国際法上の意義について述べてみることにします。

国際法における「境界」は、主権国家の領域を基礎とする「国境」の問題として論じられてきました。それは、近代国際法体系の成立過程とその法構造に起因しています。即ち、主権国家の並び立つ、並立関係を基盤とする近代ヨーロッパ国際社会は、それ以前の神聖ローマ皇帝とローマ法王の統一的権力を背景とした上下構造をもって組織されたものではなく、各国の統治権力の分配関係を基礎として成立しました。ただ中世においては、権力行使の本質的基盤を土地の占有・支配に置いており、家産国家観の基盤の上にこれを基本的に受け継いだ近代国際法では、統治権力の分配関係が土地 \parallel 領域を基盤として行われ、地球上の地域 \parallel 空間が一国の主権の行使の認められるものと禁止されるものとの二つの範疇に区分されました。かくして、主権的近代国家の登場とその後の発展は、当然にその権力行使のための具体的な地理的範囲 \parallel 国境の確定を要請したのであります。

このように、近代主権国家群の登場とその後の発展は、領域国家の統治権力の行使のための地理的範囲の確定(国境確定)を当然に要請してきたのですが、しかし、人間の生活空間の広がりという観点から見ると、地球空間の利用関係は驚くほど拡大しかつ複雑化してきました。それに伴い、今日では、「国家領域」という単位だけを基準としては、国際関係を議論することができないほど問題は複雑になっており、国際法における境界(ボーダー)は国境だけに限定されないようになっていきます。陸の国境を始めとして海の領海、空の領空といった国家の領域(国境)は依然として基本的な国際間ボーダーであります。その他に、海洋や空域においては、国家領域としての性質を帯びない幾つかの機能的な空間とその境界線が考案されてきたからであります。このうち、近

年変動を続ける国際海洋法の分野において、一九七〇年代に入って瞬く間に世界中から普遍的承認を得た二〇〇海里の排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone, EEZ) は特に注目されます。それは、国家領域の一部である領海を越えて(従って、国境を越えて)、領海でも公海でもない「特別の」(第三の)法的地位をもつものとして考案され、そうした本来的には領域的性質をもたない機能的な国家管轄水域が海洋に新しい重要な、最大幅二〇〇海里(約三七〇キロメートル)の境界線を沿岸国の沖合に引くようになったのであります。その他、接続水域・大陸棚・漁業水域・軍事的安全(警戒)水域・汚染防止水域など、国によって相違はありますが、多様な目的のために設定される海域とその境界が出現してきました。空にも、一九五〇年代以降、国家の領空の外側に、公海上空に広範囲に張り出して、安全保障上の見地から「防空識別圏」(ADIZ)を設定する国が少なくありません。国の安全保障という目的限定された空の機能的境界であります。

また、そうした機能的空間の一つである大陸棚を更に越えて、「人類共同の遺産」(common heritage of mankind)とされる広大な深海海底や、領空の上方に無限に広がり、「全人類に認められた活動分野」とされる、(天体を含む)宇宙空間のように、「人類」概念が突出して位置づけられるようになった空間では、そこに新たな境界を生むと同時に、その全範囲にわたって「国家による取得」を禁止することによって、国家領域としての性質が全面的に否定されるようになったことが注目されます。特に、国家の領空と宇宙空間の境界については、それを画定することについて国際社会の合意が未だ得られていません。それは、宇宙空間という人類の前に新たに開かれた空間に従来の地上の「領域」的発想を導入する必要はないとする、やや理念的な立場、あるいは、空域と宇宙空間の境界を画定しなければ解決できないような問題の所在が明確になるまで画定の必要はないとする、より実際のな立場など、機能的アプローチと言われる発想が今のところ先進国を中心とする諸国によって一般的に支持されているからであります。これらの陸・海・空・宇宙の国際的境界は、いずれも国家の領域を基盤として、

それに付帯して設定されるものであり、人類の生活空間が急速に広がっている中でも、今日の国際法制度の下においてその意義と機能を認められ、地上あるいは地球を取り巻く空間の秩序を維持しているものであります。

しかし、こうした境界の設定は、国際的な協力や管理にとつては障害となることが考えられます。そもそも宇宙活動の場合には、宇宙の開発・利用が進み、直接放送衛星や遠隔探査衛星などが宇宙から直接に電波を降らせたり、地上の細部まで宇宙からリモート・センシングすることが可能となっている現在、本来予定していた地域や国家の外に電波が漏れて他国に影響を与えてしまうスピル・オーバーの問題や、宇宙からの衛星放送番組の侵入に対する国家の情報主権の原則と情報自由の原則の対立の問題など、従来からの「国境」概念だけでは解決できない問題が多く発生してきています。これらの問題は、ボーダー（境界）の問題としてではなく、むしろ空間の利用を国際協力により調整・解決していくべき性質のものとならなければなりません。また、例えば海洋利用の場合にも、海の物理的一体性や、ボーダーを無視して移動し生活する海洋生物の習性などの見地からすれば、海に設定されるゾーンや境界線は矛盾を孕む場合があります。日本も関係諸国との間に紛争に巻き込まれた、経済水域と公海に跨がって（ストラドルして）存在する魚であるストラドリリング魚種や、広い大洋を回遊するマグロなどの高度回遊性魚種と呼ばれる魚類の保存・管理のための漁業規制については、特にそのことが言えます。各国の二〇〇海里水域相互間や公海との間で、海洋の生態条件に基づいて緊密に連動する国際的な管理制度が樹立されなければならない、と言われるのはこのためであります。しかし、現在の国際海洋秩序から二〇〇海里の境界線を外せば問題の解決が必ずしも求め易くなる、というものでもありません。海に向こうには必ずいづれか他の国・他の国民が存在し生活している以上、有効な管理・規制を行って行くために、海にゾーンを設けたり線引きを行ったりして、全体的見地からそれぞれが役割分担することが必要であるとも考えられるのです。

このことから言えることは、次のようなことであろうと思います。諸国民の間の交流の量が巨大な勢いで複雑

に絡み合い、それらが行われる地理的枠内における利用に止まらず、社会的価値を実現するための場として地球空間が認識されてくる。言い換えれば、社会における経済的・社会的関係の緊密化・相互依存化の過程において、エネルギー・電波・資源・環境など、どれ一つを取り上げても、人間による空間の利用関係は国家とか地域などの地理的枠内における利用という狭い觀念に制約されないで、むしろ空間全体が社会的価値を追求し実現する場として觀念される傾向が現れてきたことでもあります。

こうして、南北問題や軍事的問題など諸国間の利害の対立や競争が渦巻く国際関係状況がある一方で、相互依存化の進む今日の国際社会においては、国境を越えた人・物・情報等の交流や経済生活のボーダレス化が顕著な現象となっているけれども、だからといってボーダーを直ちに「外せるのか」、否むしろ「外してよいのか」という問題があります。容易に海の境界を取り外そうとしたり数を減じたりしようとしても、それは、かつての自由放任的な海洋秩序の再現を招いて海洋環境を一層悪化させ、海洋資源の枯渇化をもたらしたりする危険性があります。二〇〇海里の排他的経済水域は人類共同の海を分割し、沿岸国だけに有利に海を囲い込むものだから取り外すべきだと考える向きがあるとすれば、そのような主張には一面で頷けるものがあるとしても、結論を下すことには慎重でなければならぬように思われます。いずれの空間にせよ、そこに張りめぐらされるボーダーの存在自体を問題にする以前に、それが設けられたさまざまな理由や背景、あるいは、それが現代社会においていかなる機能を果たしているか、ということこそが問題とされるべきだと考えられるからであります。空間全体を視野に入れた社会的価値の追求は、特定の集団の排他的利益を追求する「閉ざされた」境界ではなく、協力・統合などを指向する「開かれた」境界として適切に設定されたボーダーと両立することが可能なものであり、時にはそのような両立が必要不可欠な場合があるということでもあります。この点については、後にまた触れることにします。

(3) 国際法と国内法の協働

国際法システムが主権国家からなる分権的構造を有する国際社会において作用しているとはいえ、今日の国際法は、平等な主権国家相互間の権利義務関係を調整するというこれまでの伝統的な役割から、国際社会のための「共通利益」の実現という方向へと向きつつあります。もとより、主権国家の上位に位置する権威が存在しない中で、基本的に主権国家間の合意を基礎とする国際法秩序は、その強制力において脆弱であることを免れないし、「共通利益」概念を社会的に共有し、それを実現することは容易なことではありません。しかし、近年、国際条約法の分野で認められたように、「締結の時に一般国際法の強行規範に抵触する条約は無効である」として、国際法にも強行規範（ユース・コーゲンス）の存在が確認されました。国家平等原則とか民族自決原則とかいろいろに言われる国際法の強行規範の具体的な内容については今のところ議論が分かれています。それは「国際社会の公序」(public order)の概念と関わっており、国内において社会的立場から契約の自由を制限を設けるようになったのと同様に、国際社会においても、個別国家間の合意は国際社会全体の共通利益に関わる基本原則を破ることはできない、とする規範意識が次第に生まれつつあります。それはまた、国際法の諸規則の間に序列関係・上下関係を導入する契機となるものであります。国連を中心とする国際社会の組織化や「共通利益」の追求のための多分野での国際的協調が、やがては国家間の信頼醸成を平和的に促し、国際法による「法の支配」を強化することに繋がることが期待されており、国際法秩序は、独自の構造的基盤の上で、徐々にではあるが、国際社会における有効な規範体系としての地位を築きつつあるように思います。この関連において、南北問題と並んで第二次大戦後の世界を規定付けてきた東西対立の冷戦構造が終焉を迎えたことによって、それが国際法の今後

の発展にいかなる影響をもたらすか、今まで東西対立のために進捗しなかった、国連安全保障理事会の紛争解決機能をはじめとする、さまざまな分野において国際法がどのような新しい展開を見せるか、注目される場所があります。

ところで、一般に一七世紀のウエストファリア（講和）条約体制に起源をもつとされる近代国際法体系は、主権国家を構成単位とする国際社会の法として発展してきたその後の過程において、「国家」の地位や行動自体のみに眼を奪われてきたわけではありません。特に一九世紀と二〇世紀を通じて、国際関係が著しく拡大・緊密化し、組織化が進んでくるのに伴い、「国際間の組織的な協力活動は各国を捉えるとともに、各国の殻を透して各国人民にまで及ぶようになってきている」のであります。そして、「現代国際社会は、諸国間の権力的な政治関係にとどまらず、経済社会、人権に及ぶ生活関係を内包して」おり、「今日の国際関係は、その人類社会的関係の基盤から離れて存在しあるいは機能しない」（高野雄一『国際社会と法』、現代国際法叢書、東信堂、八三頁）状況にまで来ているのであります。

今日の世界システムにおける相互依存のダイナミクスについては、次のような表現で簡潔に語られます。

個人個人は小さな世界―村、町、都市―に住んでいる。世界が正常ならば、彼らの生活は小世界の中で起こっている諸問題を除けば、スムーズで邪魔されないものである。ところが世界システムがより相互作用的になり、そしてテクノロジーの発達がそれを助長するにつれて、小世界は大世界の出来事に巻き込まれ易くなっている。大世界は小世界に稲妻のようなインパクトを与えている―例えば、インフレや不景気、貿易や累積債務の問題、人口や食料問題、資源問題、新しいテクノロジーの問題、先進国と発展途上国間の対立、そして種々の環境問題など……。時がたつにつれて、それは大きな問題となってきた。なぜなら世界的過程（プロセス）が全面的に突出してきたのである。取り組まなければならない危機が、伝統的なパワー・ポリティックスや対立的行動によってではなく、巨大な規模で力強い非人格的な過程

によって生み出されるようになってきたのである(アンドリュウ・M・スコット著、草間秀三郎訳『相互依存のダイナミックス』一九頁)。

ボーダレス化現象には、国際法の観点からは、経済・情報の分野や外国人犯罪の問題など流通の活発化により生じる問題があると同時に、人権、戦争犯罪、環境問題など人類全体に関わる諸問題への取り組みも重視されています。環境問題やインターネットの法的管理などに端的に象徴されるように、各国が協調して取り組まなければ意味をなさない問題も発生してきています。これらは、いずれも、国際的舞台で行動する非国家主体の比重が増すに伴い、国家間のいわゆる水平的関係を中心に構成されてきた伝統的な国際法の規範構造が、個人の権利義務を認める、いわば垂直的な国際法規則や実施手続きの登場によって影響を受けつつあることを示しています。

もともと、国際的交流の活発化は、個人の経済・社会・文化の各分野における生活内容の豊かさをもたらすことが期待される一方で、人々の間に偏見や憎悪あるいは貧富の格差の増幅など、新たな対立を生む可能性もあります。最近見られる反グローバル化運動の高まりもそうした対立の一面として捉えられます。また、ボーダレス化の進展が国境を越える犯罪活動を容易にし、かえって国際的規制の困難性を高めることにもなります。こうして、グローバル化やボーダレス化の動きが国境を越えて浸透するにつれ、人類が予期しなかった、以前とは質的に異なるさまざまな問題や紛争が発生し、それらの新しい社会現象に対して、従来からの主権国家間の国際法の枠組みでは追いつけない状況が生じています。ここでは、個人または集団・組織・企業・NGOなどがアクター(行動主体)としての役割を強めてくることが予想され、それによって、国家体系優位の下に構築されてきたこれまでの国際法システムの欠陥や限界が露呈してくる可能性もあります。二〇〇一年九月に衝撃的に発生したアメリカの同時多発テロとその後続く一連の国際的行動の中には、「戦争」や「犯罪」のとらえ方、それに対応する国家の権利の性質、武力紛争法の適用方法、犯罪人引渡と審理すべき法廷等の面において、そのよう

な問題点が含まれているように思われます。

このようなグローバル化の状況において、国際法の基本的構造からすれば、人や企業のような「個人」が法の主体として前面に出ることは殆どなく、個人は国内法上の主体たり得ても、国際法が個人に対して、「直接的に」権利義務を帰属させる場合はなお限定された場合においてであります。従って、国際法が個人の権利義務を定めることが多くなったとはいえ、その具体的な履行は各国家の国内法制によるところが大きいと言わなければなりません。

その観点からすれば、グローバル化の時代は、法的には国際法と国内法との協働関係がますます重要になることを意味している、と思います。単に国際法と国内法が同一の事項について規律する場面が増えるというばかりでなく、国際法規範の内容を有効に実現するために、各国の国内法による効果的な履行措置がますます要請されるようになっているのであります。国際法の達成しようとする一定の「結果」を実現することができるように、国際協力と責任分担の観点から、それぞれの国内法制を点検・整備する必要に迫られるということです。もとより、現在においても、国際法が各国に命令し義務づけるものを国内的にいかなる方法・手段をもって実現するかは、一般的にはその国の裁量に委ねられることが多く、国際法は具体的な履行をそれぞれの主権国家の国内法制に多くの場合委任しているのです。しかし、自と他、個と全体、の相互依存関係の深化しつつある今や、それだけでは済まされず、各国が具体的に選んだ方法・手段が果してその国力に応じた妥当なものか、その国がどれだけ衡平に国際的な責任を分担しようとしているかが、世界からあるいは関係国からますます監視され、厳しく問われるようになっているのであります。

(4) 「国際社会」と「人類社会」の関係

このように、諸国は、教育、労働、衛生など、個人の地位やその生活に直接基礎をもつ多種多様な事項について、その国際的な保護や規制（とその国内的履行）を通じて、それらの改善・向上を追求しています。それに対応して、最近では、国際法体系もまた、外交関係法、条約法、国際責任法、海洋法などの既存の伝統的な分野に加えて、国際人権法、国際環境法、国際人道法（国際紛争法）、国際機構法（国際組織法・国連法）、国際経済法、国際航空法・宇宙法、国際軍縮法など、その多くは未だ明確な形で整理されていませんが、国際法の新しい専門的領域の成立と体系化が促されています。また、地球空間の利用の多面化・多元化、経済のボーダレス化や国境を越えた国際犯罪の増大などに伴って、国際社会で発生する紛争もまた、多様かつ複雑な側面を呈するものが多く、これらを平和的に解決するシステム（紛争解決システム）にも多様性が求められています。特に、司法裁判に関しては、専門化・細分化が進んでおり、国際司法裁判所（ICJ）に加えて、最近では、国際海洋法裁判所（ITLOS）、旧ユーゴ戦争犯罪法廷、ルワンダ戦争犯罪法廷が設置され、また画期的な常設国際刑事裁判所（ICC）の設立条約が採択されました。更に、ますます増大する通商・貿易問題に対応するため、世界貿易機関（WTO）による紛争解決手続きが一層強化されたり、従来からの国際商事仲裁センターも重要な役割を果たしています。

しかも、ここで強調しなければならない点は、人類の生存にとって重要な戦争の防止や平和維持などの世界の平和と安全の問題が、国家間の政治的・軍事的関係のみで解決されるものではなく、根本的には、人権の擁護、個人の生活の向上、犯罪の抑制など、世界の経済・社会的次元に横たわる、実に多くの問題の解決と深く関わっている、という認識が共有されつつある、ということであります。テロ防止の国際的協調の重要性もこのような

例の一つに挙げられます。そして、この点も強調しなければならないのですが、このことは、人類的・世界的な広がりの中での諸問題が、逆に国家間の「国際社会」のあり方や動向に少なからぬ影響を及ぼすことを意味しているのです。そこに、現代国際社会における伝統的な「国際社会」と、急速に展開する「国境を越える社会」（「人類社会」）の二重構造を、一方は政治的構造、他方は経済・社会的構造であるとして、単なる社会構造上の相違として区別するのではなく、両者がますます密接不可分の関係に進むことを認識する契機がある、と私は考えます。

この点は、ボーダー（境界）という観点からも同様に言えます。前述した国境をはじめとする国家の領域を基盤とするさまざまな国際的境界のあり方に影響を及ぼして、それらの機能を変容させて行くものは何かを探るうえにおいて、これらの政治的・制度的な境界とは異なるもう一つの境界観、即ち、境（さかい）を行き来する人々の日常生活レベルでの「開かれた」境界観に目を向ける必要があります。そうした「開かれた」境界観の下で、人々の抱く連帯・協力・統合などへの意識や行動（交流）が国家的・領域的境界と時に衝突し、時にそれを乗り越えて、次第にその輪を広げて行く。従って、「国際社会」と「国境を越える社会」（人類社会）の二重構造型はまた、同時に、国家的な論理に基づく境界と、人々の交流による「開かれた境界」の重層性の問題でもあるのです。そのような連帯・協力・統合等を指向する「開かれた境界」の拡大・深化が、「境界」（ボーダー）のもつ重層性を政治的構造と経済・社会的構造との密接な関係の中で捉え直し、遂には国際的境界のもつ機能の枠組みを変化させる契機となる、と考えられます。

現在進められているヨーロッパの統合化の動きについて、「そこには、国家主権に支えられる国際社会が、基盤的に形成される人類社会と融合し、新たな世界の構造が芽生える可能性が部分的にせよ秘められている」ことがしばしば指摘されています。ここでは、「その機構の構造そのものに、一般の国際組織の場合と異なり、国際

社会的原理が抑制されて人類社会的（非政府的）原理が導入されている」（高野、前掲書、三九―四〇頁）のであって、それを国家の主権の制約という観点からすれば、限定された分野についてはありますが、国家が、その適用に関する具体的場合の主権作用を、自国についてだけでなく、自国の主権的支配下にある個人及び団体についても、その支配を排除されて、国際的な法と組織の支配が直接に及ぶという、「主権制限の新たな現象」（高野、前掲書、三八頁）が見られるのであります。それはまた、この地域における国際間のボーダー機能の枠組み的変化の始まりでもあるのだと思います。

このような欧州連合（EU）の壮大な試みはあるものの、「国際社会」と「人類社会」の完全な融合は歴史上未だなされたことはないし、その実現を予測することは困難であります。今言えることは、国際法の今後は、国際社会と人類社会の狭間にあつて、この二つの社会構造の融合化のプロセスと共に展開して行くであろう、ということがあります。その複雑で苦悩に満ちた過程において、国際法が、法の最終的な目的である人間の幸福と福祉の実現に向けてどれだけ寄与できるか、それは、これまでの国際法の発達が絶えずそれに依拠してきたように、人類の英知に依るところが大であると思います。国際法は人類の英知によって支えられる法である。そのことを結びとして、私の講義を終えることに致します。

〔付記〕 本稿は、筆者が慶應義塾大学を定年退職するにあたって、二〇〇二年一月十六日に行った最終講義の内容をほぼそのまま掲載したものである。このような機会を与えて下さった大学関係者各位に対して、改めて感謝申し上げます。